

(1)

# 早く、援護を!

1972年12月28日発行 第5号  
韓国の原爆被害者を救援する市民の会 機関紙

事務局

〒565 吹田市桃山台3丁目36番5号

TEL 068 (71) 3446

振替口座 大阪 28307番

新しい年に

## 連帯を! 寄金を!

会長 本吉義宏

私たちが韓国人原爆被害者の悲惨な実態を知り、この事実を世論に訴え、その救援運動を起すべく市民の会を結成してはや一年有余。その間会員は全国および米国、韓国など海外に及び、七百名を超えて、広島にも支部が発足するに至りました。毎月数回、熱心な有志がつどう世話人会、八、九月には広島、大阪、神戸で、韓國原爆被害者援護協会の辛泳洙会長や郭貴熙湖南支部長を迎えての集会、十月に島、長崎での被爆の証人であり、原爆の罪のは大平外相を通じて総理大臣への要望書提出

と、会の二大目標である募金活動と政治解決への働きかけを進めてまいりました。こうした運動は、今回外務省が韓国被爆者の実態調査に動き出したことで、ある程度の成果をおさめつたと信じております。

しかし、私たちの運動には、なお幾多の障害があることも認識しなければなりません。第一に、韓国では政府も一般市民も原爆問題に非常に关心が薄く、韓国被爆者の切ない訴えが国内で救援の炎に燃え上がることが期待されるに至りました。そのため、韓国原爆被害者援護協会の運営は困難をきわめ、これまでしばしば協会閉鎖寸前のピンチに追込まれています。「援護」協会はソウルに本部を置き、釜山など六支部がありますが、その実体は、援護される側つまり被爆者自身の団体ではありません。協会の会員たちは一人一人が、広島、長崎での被爆の証人であり、原爆の罪の告発者であり、二十七年間、怨念をもつてな

たちは、この援護協会員（登録六千三百名）つまり被爆者自身との連帯なしに救援活動はありませんと信じます。私たちは可能な限り援護協会を支援し、ともに被爆者の完全救済へまい進しなければなりません。

第二に、日本国内で当会以外にも、韓国被

爆者救援に取組む団体や個人は少なくありませんが、市民運動でもっとも大切なことは、目標達成まで「継続する」ことあります。

私たちは一年前、第一次募金額として一千万円を設定しましたが、現在までに集つたのは、会計報告にもあるように三百余万円であります。これは目標の四分の一にすぎませんが、

会員の皆さんのがんばりの結果です。この尊い寄金がこの一年間、日本政府をわずかながら動かし、韓国の援護協会の活動を助け、ひいては韓国被爆者に力ぞえをしてきたことはたしかです。そこで、この募金を新しくはたまごとして運動発展のため継続することを世話人会で確認しました。

目標額はとくに設定せず、従来通りだれもが個人単位の会員になり、その会費を積立てて運用する方式をとつていきたいと思います。ここに改めてご協力を呼びかける次第です。つぎに、韓国はじめ外国人被爆者の最終的な救済は民間の力だけでは到底及ばないことが明らかです。例えば、私たちの募金がかり

に一億円集つたとしても、二万人といわれる韓国の被爆者全体の生活と医療を完全保障することは不可能であります。そこで韓国はじめ外国人被爆者の真の救済を達成し、原水爆を地上からなくすためには日韓のみならず広く海外にも世論を盛上げ、政治レベルで問題が解決されるよう働きかけねばなりません。そのため、会員の一人一人が、また会報や種々のコミュニケーションを通じて多くの人たちにこの問題を知つてもらうようお互いに努力したいと思います。また当会として、政治

の場で救援が具体化されるまでの橋渡しとしめ韓国人被爆者へ医薬品を送る運動なども進めることで韓国ははじめてゆきたいものです。

一日も早く韓国被爆者を貧窮と病苦の淵から救うために、私たち市民がもつと力を結集し、政府をつき動かし、韓国被爆者の生活と医療面で完全救済を実現しなければなりません。そのため、この市民の会が強い会に育たなければなりません。会員の皆さんのはじめこの理解と協力により、新しい年には一步も二歩も前進を期したいと思います。

10月8日、本会から田中首相あての韓国被爆者救援要望書を提出したさい、大平外相が発言した「特別立法」について、ただすためで

## 光に向つて

### 一七一年の歩みと展望

#### 編集部

長かつたようで短い一年だった。募金のスタート、窓口一本化をめざしてヒロシマ集会、単に同情や憐いのための協力でなく、ともに特別立法を示唆する大平外相発言・およそ韓国被爆者救援運動が取組むべきすべての問題が、この一年間に出了るつた感じがする。そして、辛泳洙会長の二度にわたる来日は、私

韓国はじめ外国の被爆者と私たち日本人が、人間としての復権をこの手にするまで運動は続けられねばならぬ。イバラを乗り越え、光に向つて――。

一、大平発言その後

11月2日、本吉会長は外務省北東アジア課長を訪れ、韓国被爆者問題担当という衛藤文一郎、六条幸雄両事務官に会つた(約四十分間)。ばであつた。

たちの運動が韓国被爆者自身と連帶してゆくうえで、政治的な状況や財政の面でたくさんあることの障害があることも教えてくれた。ともあれ、郎、六条幸雄両事務官に会つた(約四十分間)。ばであつた。

本吉「大臣の発言の様子から考えて、当市民の会としては積極的な姿勢と受取っています。8月末、辛会長が三木副総理に要望書を出したさいにも、副総理のブレーンを通じて、積極的に対策を考えたいとの返事を得ています。さらに、厚生省の増岡政務次官は、ソウルの大使館に係官を派遣し、韓国被爆者の実態調査をしたい、と約束している。これらの事実を知っていますね」

衛藤・六条「副総理と辛さんの会見はテレビでも報道されたらしいですなア。増岡次官の発言については、厚生省から全く連絡ありません」

役所、そう日本の官庁とは何と冷たいところの發言については、厚生省から全く連絡があ

一、日本政府の実態調査

12月15日の朝日新聞で読まれた方も多いと思ふが、本吉会長が外務省を訪れた約一週間後、外務省は駐ソウルの後宮大使を呼んで韓国被爆者の実態について資料提出を命じた。これは大平外相の「特別立法」発言、日本と韓国内での世論の高まりを考慮した結果であることは間違いない。實際、外務省北東アジア課は、場合によつては専門担当官を韓国へ派遣することも考へてゐるようである。これらの動きは、たしかに戦後二十七年にして初めて日本政府が韓国人被爆の責任を認めようと示している。

後二十七年間、踏みにじられ続けた韓国被爆者  
者の心の内はおさまるだろうか。

一、韓国被爆者への補償は可能か

原爆27回忌のことし8月、韓国の被爆者慰  
靈祭で「日本政府に補償を要求しよう」との  
決議がなされた。この韓国被爆者の訴えを、  
日本政府はどう受けとめているのか――。  
外務省の答は「韓国の被爆者に対する国家補  
償は、日本人被爆者に補償がなされていない  
のと同様、いかなる場合でも（補償は）含ま  
れない」。

道は完全に閉ざされているのだろうか。本吉会長は、外務省に行つた同じ日に、東京で韓国被爆者救援の市民運動を続けている中島竜美氏と瀬藤多恵子さんに会い、この点について話合つた。中島氏は、日本被団協が取組んでいる被爆者援護法（現在ある原爆医療法特別措置法のワクを脱し、被爆者が生活と医療の両面で完全に救済されることを目指している）の制定に深くかかわつていて、方である

「援護法の内容は、外国人被爆者に対しても日本に治療のため渡航した場合被爆者手帳を交付する、というレベルまで盛込むことができるかもしれない。しかし、日本人及び外国人の被爆者に対する国家補償は、かなりむずかしいのではないか。一方、大平外相のいう

「特別立法」も、どの程度まで外国人を救済できるのか、疑点が多い。この「特別立法」なるものにすべてを期待するのは無理で、立法が実現しても国家補償はすっかり抜け落ちる可能性が強い」。

もちろん、國家行為としての戦争そして原爆投下、同じく強制連行、植民地化の推進という歴史を解きほぐし、その中に埋め込まれた人間の叫びを復権させるうえで、現国家と法の壁は当然ぶつからざるをえないものである。私たちが真に直視しなければならないのは、戦後二十七年間、政治の谷間に見捨てられ、病苦と貧困にあえぐ韓国の中の被爆者の姿である。彼らの「補償を／援護を！」という叫びこそ、私たちはあらゆる行動の原点としなければならない。それは、いま日本で公害に、あるいはいわれなき偏見と差別に、住宅難に、物価上昇に苦しむ私たち自身や隣人と同じ根つながりしているのではないか。法の壁をはねのけ、韓国被爆者への補償をかちとつてゆくことを運動の前面に見すえて進むことは、私たちの身の回りの政治や社会を変えてゆく道と実は同じである。

した。会合は、市民の会や被団協、平和団体などから代表を出し、韓国被爆者だけでなく外国人被爆者全体の救済について、具体的に話合おうというのである。この点について、具体的に本吉会長は11月3日、三木副総理のブレーンといわれる岡野加穂留明治大学教授に会い、協力を求めたところ、同教授は「具体的なことはまだわからない点もあるが、韓国被爆者救援についてできるだけ協力したい」との返事だった。市民運動として、政治解決へいつぞやのがんばりが要求される七三年、といえよう。

### 一、自立した運動こそ

11月9日、辛会長がことし二回目の訪日。19日、本吉会長宅で緊急世話人会を開き、韓国被爆者援護協会の活動や当面の問題点を話合った。辛さんの訴えは「韓国被爆者が力をつけ、政府に向つてものをいえる状態になるまで、この市民の会がなんとかバッタアップしてほしい」ということだった。

たしかに、運動は精神的にも物質的にもしないものである。当会でも、世話人のひとりひとりは会社や学校、あるいは台所で戦苦闘、何とかがんばりながら、しかも会合があればかけつけ、知恵をしぼり合っているのが現実である。会員の一人一人も「なんどの問題やらねばならんのか」と思いつつ、何

かに動かされて続いている方が多いのではない

か。そこに共通しているのは「自分が立上がり、続けることによって、他の人も気づき、ともに前進できる」という気持、いってみれば「自立した精神によつてもたらされる連帯」

がこの運動を進めているでないだろうか。自立しているから、一本びーんとスジがはいる。

## 会計から

### 会計 関 藤 仁 志

「韓国に原爆被爆者がいるんですって」。

「そうなんです。広島、長崎で原爆に逢つた生き残りの朝鮮人で、今の韓国に帰つてい

る人が、二万人もいるんです」。

「でも、韓国に帰つてしまつたそんな人がいる、ということになりかねない。(実際、

いた。) といふことになつたときから。戦争を遂

した慈善運動など、例はごろごろしている)。やつて来たのではないのですから。戦争を遂

行するためには、日本政府は彼らを牛馬のよう

に、思ひのままに、徴用や強制連行で日本に

私たち市民の会と韓国の援護協会の間に、連れて来ていたのですよ。……」

——こんなやり取りを、私たちのことなが

だけはいつも確認し合い、しっかりと手をつな

いで進んでゆきたいものだ。

こんな小さな、人にかえりみられない運動

——と私たち自身が思つていた。また、それにしては、「韓国の原爆被害者を救援する市

民の会」とは、何となじみにくい長たらしい名前だらうと、私たち自身が思つていた。その長たらしい名前の会のことが、この頃は時



時ジャーナリズムにも取り上げられるようになつた。そして、わが外務省は、かの地に、原爆被爆者のために医療センター」のようものを造ろうというような動きをさえ見せているのである。私たちの運動だけで、このような情勢になつて来たのだなどと、うぬぼれてはいけないと思う。しかし、少なくとも、そのような理解と関心が、一般市民の中でも、また、政府にまでもわずかでも持たれるようになつたことは、何と言つてもよろこばしいと思う。

なお今年度、韓国原爆被爆者援護協会へ手渡したお金の主なものは、同協会の運営の補助に用いられた。同協会の自國政府や社会一般に対する働きかけ、また辛会長の特に二度にわたる来日による官民に対する訴えは、まさに熱意あふれるものであるが、私たちの会の趣意書にもある通り、会長はじめ会員自身が被爆者で経済的にも極度に運営に困つており、私たちとしては、まずこの協会を助けることが先決問題であると考えて、このように支田を行なつた。このことを、会員の皆さまにも知つていただき、御諒解を得たいと思う。

## 会計報告(第1年次)

1971.12.25 ~ 1972.12.9

( 収 入 )		3,040,432
会 費 収 入		
雜 収 入		1,66
( 収入合計 )		3,040,598
( 支 出 )		
韓国援護協会へ送金	( 各支部への連絡費 資料作成費などに充当 )	1,364,784
經 費	会報印刷費 43,4900	
	電話、通信その他 316,231	751,131
( 支出合計 )		2,115,915
( 差引残高 )		924,683

私もひとこと

私は、大阪被団協と連絡をとりつつ、「被爆者援護法」制定要求運動を続けてきました。

「被爆者援護法」というのは、三つの柱、すなわち日本国家が戦争を起こしたということに対する責任追求と、そしてその結果被爆された人達に対する医療面のみならず全生活の保障を日本政府に責任をもつて行なわせること、さらに将来において再びこのような悲惨なあやまちは繰り返さないことを日本政府に確約させる、そのような内容を持つたものです。

ところで、この運動は、6・9運動として具体的には署名、カンパ活動として行なわれてきたわけですが、この運動を通じて私は素朴な疑問につきあたりました。それは、日本帝国がアジア侵略を強行する過程で、朝鮮人を強制的に日本国内に連れてきて、広島・長崎などで強制労働をさせていたわけですが、その被爆者はどうなつたのだろうかということでした。「被爆者援護法」の内容にどうして朝鮮人被爆者問題が欠落しているのだろうかということでした。この問題が私の両肩に重くのしかかってきました。

ある時、一人の在日韓国青年からつきのよくな言葉を投げつけられました。

「おれは誰からも愛されたこともないよ。愛したことないよ。おれの心の中にあるのは、ただ怒りと、憎しみと、恐怖だけだ。親友も欲しいよ、恋人も欲しいよ。けれどもいつたいおれをこんな人間にしたのは誰だよ！」

たしかに私達の心の奥になお根深く朝鮮人差別が残っています。この差別は、結婚問題や就職問題において最も明確になってしまいます。

朝鮮人被爆者においては、この差別の上に、さらに被爆者差別が加わります。

私達は、このような差別がなお私達の心中にあることを、はつきりと自覚し、そして

私達の責任として韓国人被爆者問題に取り組んでいかなければならぬと思いました。

そういうわけで、私は朝鮮人被爆者救援運動団体をさがしました。そこでようやくみつけたのがこの「市民の会」でした。

今後、この会で積極的にやってゆきたいと思いません。なお、私は「被爆者援護法制定要求運動」も続けてゆきたいと思います。そして日本人被爆者と朝鮮人被爆者とが手をとりあって、おたがいの共通目的である被爆者に対する医療面のみならず全生活の保障を勝ちとっていく運動として、さらには再び戦争を起こさせない「反戦平和」の世論として盛り上げていかなければならぬと思います。

(大阪市立大学 学生 井上 洋)

又許せないことを許さないために何かしなけ

▽大平発言から二ヵ月経とうとしている。これば／＼と思います。私も教師の一人として

の発言はいまのところ内容的に不明確な点が多いが、政治解決のきっかけになりうるだろ

う。七三年はこの会の真価を問われる年にな

るかもしれない。立法までこぎつけなければならないし、当然その内容には、在韓被爆者の本当の要求が盛込まれていなければならぬ。

(梅原 幸亮)

集まりました心ばかりを送らせて頂きます。とても大切なお仕事、本当にありがとうございます。これに関するパンフレットのようないいがほどのこともさせて頂けませんけれど、

ものがあれば少しおねがいいいたします。おかげせながらお友だちに送らうと思います。来ることをせねばと思います。

(高槻市 A・S)

▽朝日新聞で活動のことを知りました。ぼくは現在学生で、朝鮮語を中心とした語学関係の勉強をしておりますが、(韓国、朝鮮民主主義人民共和国とともに朝鮮というとしますと)朝鮮に対する日本の民族的責任というものがほとんど果されていないということを感じます。まことにかわらず、何も出来ずに終つてしまい、今まで何のお手伝も出来なかつたことを心からおわびいたします。やつと八月二七日の市民活動に参加させていたゞきたいものです。

(豊中市 Y・U他十六名)

▽この会のことは数ヵ月も前から知らせて頂いたにもかゝわらず、何も出来ずに終つてしまふのではないかとしりどみしてしまい、今まで何のお手伝も出来なかつたことを心からおわびいたします。やつと八月二七日の市民の会の席上で心が定まりました。どのようなことでもご用のある時はおしらせ下さい。微力ながら力一ぱいお手伝させて頂きます。

(岸和田市 T・S)

▽毎年八月になると、特に原爆体験記などを読み、又朝鮮、中国その他のアジアの人々に

対して、我々日本人の犯した罪の深さを書物ぜひ会員にして頂きたくお手数ですが案内書

などで知るにつけ、少しでもそれをつぐない、お送り下さい。

(東大阪市 Y・T)

## 「」ちらり事務局

自分の仕事の間を縫つての「事務局員」としてのまことに不行届きだった前半に比して、会計の関藤夫人と中学教師の大石信子さんがコンビで協力されるようになつた後半は、領収証発行ほか諸種の集会準備などテキベキと処理されるようになり、会のうどきもようやく軌道に乗ってきたところで一年目が過ぎようとしています。

「韓国被爆者救援」という、氣の遠くなるような問題の根の深さにたじろぎ、悩み、ときには焦りさえ感じながら、ともかく一年が過ぎようとして、私の心に一つの方向がようやく見えてきたような気がします。

八月は三木副総理が、十月は大平外相が、政府としては戦後はじめて責任のあることを発言していますし、この国のキリスト者歯科連盟も具体的な医療的救援の方向をめざしたうどきが見られますし、韓国ではライオズクラブが、ソウルに原爆病院を建てる決議したとのニュースも、つい最近飛込んできました。これまで細々ながらつづいてきた個人的な、又は特定のグループでの救援活動が、ようやく社会的政治的立場から取り上げられようとしてきたようです。

歩み出して一年の「市民の会」が、こうした韓日両国のうどきの中で、じっくりと運動の原点を見据えながら、これらの計画が具体的にその実を結ぶにいたるための橋渡し役と

も、根廻し役となることが出来れば、会とはさゝやかなものでもその存在意義は決して小さくないと思いたいのです。

事務局へ毎日届けられる振替用紙のお名前を一人々確かめながら、療養所のベッドの上から、高度成長のかげの職場で黙々と働く群からの熱い祈りのこもつた月々の会費送金のありがたさに身のひきしまる思いがします。先日、師走の風の身にしみる街頭で、二日間連続して「韓国被爆者救援」を訴えるプラカードやバナーを掲げた農業高校の教師と生徒が集められた八万余円が送られてきて、大いに励まされました。熱心な会員である先生方に指導で、これに参加して若者たちの心に、韓国被爆者問題が他人事として片附けてはならないこととして植えつけられたという一事

▽お願い——住所変更される会員のみなさん、必ず新しい住所を事務局までご通知下さい。  
迷い子の郵便が泣いています。  
(大石 信子)

## 韓国被爆者救援に寄金を！

- ◇ 会 費 月額一口二五〇円（一人でなん口でも入つていただいて結構です。  
一年分あるいは数カ月分まとめて送金して下さってかまいません）
- ◇ 入 会 添付の振替用紙で送金していただければ、あなたはもう会員です。  
グループごとの入会も歓迎します。（一時寄付でもけつこうです）
- 会員には機関紙やパンフレットをお送りします。  
○くわしいことは事務局までお問合せ下さい。

被爆者問題は公害や物価と同じ政治の病根です

だけでもおろそかには出来ないでしょう。療養所のベッドから訴えつゝけて一万円になれば送金してくる会員もあります。小さくても、こうした一人々の日常的なうどきの積み重ねが、この会を堅実なものとして前進させ、やがて政治を動かし世界を動かす原動力となることを確認させられてこの一年を終えようとしています。

皆様に力づけながら、来る年も小さな持場を心して守つてゆきたいとねがいます。

(松井 義子)

昭和47年(1972年)12月15日 金曜日 朝日新聞

# 政府、初調査に乗出す

**韓国人  
被爆者**

## 2万人貧困・後遺症に悩む まず医療の救済

戦争中、敵兵の敵用で強制的に日本へ連れてされ、亡命や長崎で原爆に被爆、いまも後遺症などで苦しんでいる人たちを放置できない、と外務省は韓国政府を通じて被爆者の実態調査を始めた。十四日、韓國原爆被爆者支援協会(カル市)の辛永洙会長から韓国の原爆被爆者を救援する市民の会(事務局・吹田市城山台二丁目)の本吉義安会長への連絡がわかつたが、日本政府が公式に外国人被

たために①被爆者数②被爆に対する治療の現状と専門医療機関、医師の数③韓国政府の被爆者支援策についての三項目について調査を依頼した。この調査をもとに被爆者へ医療面での対策を打つ出したい、そしてこの調査をもとに被爆者へ医療面での対策を打つ出したい、といふことだ。また、辛永洙会長は八月二十九日日本政府に被爆者に対する被爆被爆者支援協会を要求していだ。また、辛永洙会長の運動を市民の立場から支援してくる本吉が二〇日、大平外相に会い韓国人被爆者を救つたため、まず実際調査をやるべきた、と要請した

韓国被爆者の実態調査を業出したのは戦後十七年、初めてだ。辛永洙と外務省北東アジア課のし、辛永洙の語どおりが最も新鮮なところである。しかし、外務省は十一月中旬もまだ被爆者家庭が多く、潜在的部、韓国被爆者の実態を知るに至らなかった。しかも、大半の

被爆者数などはまだ算定されておらず、被爆者支援協会に登録している人は約六千人。しかしながら、被爆者全体会員がある程度立派な組織を構成した」として、被爆者数なども新鮮のもので、必ず医療面での救援を希望してくるんだ」と語った。

しかし、今回の実態調査について外務省北東アジア課は「韓国人